

令和7年度あおもりオープンイノベーション共創プログラム推進業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

本業務を委託する者の選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限額

金14,341千円（消費税及び地方消費税込み）
（支払時期は成果品の内容を確認した後となる。）

4 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出し、審査に付する。審査は、提出された書類に基づいて行い、最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件（参加資格）

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- ① 国内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ② 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務遂行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- ⑥ 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（別紙様式）
- ② 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等）
- ③ 企画提案書（A4版・片面20ページ程度）

実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項等

④ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類各5部（参加表明書は1部、電子メール可。提案書は正本1部、副本4部）を郵送又は持参で提出すること。

なお、提案書類は返却しない。

(5) 提出期限

参加表明書 令和7年4月16日（水） 17:00必着

参加表明書以外の書類 令和7年4月23日（水） 17:00必着

(6) 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県 経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ 鳥山

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間

（8：30～12：00 13：00～17：15）

TEL 017-734-9379（直通） メール innovation@pref.aomori.lg.jp

5 企画案の審査内容

審査では、次の観点から総合的に評価し、書類審査により委託先候補1者を選定する。

(1) 遂行能力

- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

(2) 実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

(3) 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

(4) その他

- ・積極性、独自の創意工夫 等

6 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

7 その他

本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。

参加表明書

令和7年 月 日

青森県経済産業部産業イノベーション推進課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

「令和7年度あおもりオープンイノベーション共創プログラム推進業務」の内容を了承し、
企画提案競技に参加します。

なお、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

【本件に関する連絡先】

所 属 部 署 :

担 当 者 名 :

メー ル ア ド レ ス :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

<参考>

■地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）